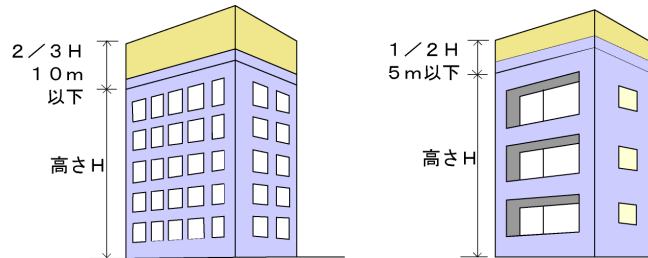


■許可地域基準抜粋■

【 屋上を利用するもの 】

□許可地域□

| 区分 | 商業系地域 | その他の地域 |
|------------|--|--|
| 広告物の高さ | 地上から設置する箇所までの高さの2/3以下、かつ、10m以下 | 地上から設置する箇所までの高さの1/2以下、かつ、5m以下 (工業系の地域は7m以下) |
| 上端の地上からの高さ | 52m以下(超える場合は一定の基準を満たすものに限定) | 47m以下(同左) |
| | 表示面上端から下端までの長さは5m以下 | |
| 掲出場所 | 木造建築物の屋上への掲出禁止 | |
| その他の表示方法 | (c) ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止、かつ、光源の点滅が急速なもの禁止 (a) 建築物(屋上構造物を除く。)の壁面の延長面からの突出禁止 (b) 支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること | |



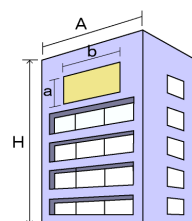
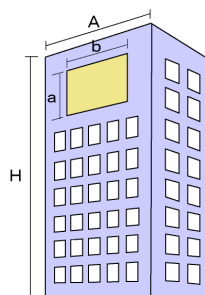
【 壁面を利用するもの 】

□許可地域□

| 区分 | 商業系地域 | その他の地域 |
|------------|--|-----------|
| 表示面積の合計 | 壁面の1/4以下 | 壁面の1/5以下 |
| | 広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下 | |
| 上端の地上からの高さ | 52m以下(超える場合は一定の基準を満たすものに限定) | 47m以下(同左) |
| | 表示面上端から下端までの長さは、5m以下 | |
| その他の表示方法 | (a) 壁面の外郭線からの突出禁止 (b) 窓、開口部をふさがないこと(広告幕を除く) (c) 意匠が同一なものは、1壁面に1枚(1基) | |

商業系地域
 $a b \leq A H \times 1 / 4$

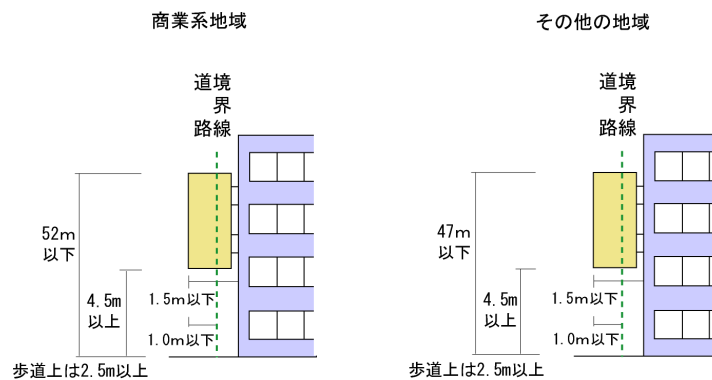
その他の地域
 $a b \leq A H \times 1 / 5$



【 壁面より突出するもの 】

□許可地域□

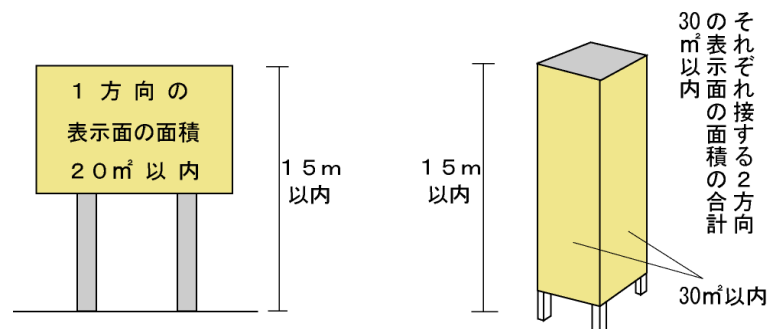
| 区分 | 商業系地域 | その他の地域 |
|-------------|---|--------|
| 建築物からの出幅 | 建築物から 1.5m 以下、かつ、道路の境界から 1m 以下 | |
| 上端の地上からの高さ | 52m 以下 | 47m 以下 |
| 下端の道路面からの高さ | 4. 5m以上（歩道上 2. 5m 以上） | |
| その他の表示方法 | (a) 壁面の上端を越える突出禁止 (b) 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと (c) 交通信号機から 10m 以内でのネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止、かつ、光源の点滅禁止 | |



【 自己の敷地に建植するもの 】

□許可地域□

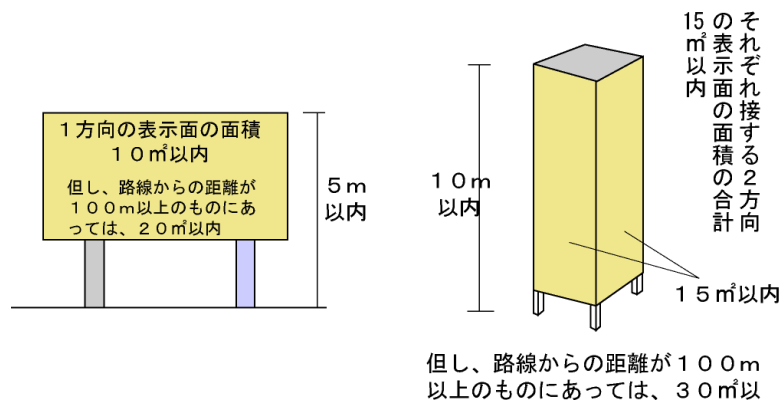
| 区分 | 商業系地域 | その他の地域 |
|----------|--|--------|
| 表示面積 | (ア) 広告板 1 方向の表示面の面積 20 m ² 以下、総表示面積 40 m ² 以下 (イ) 広告塔 それぞれ隣接する 2 方向の表示面の面積の合計 30 m ² 以下、総表示面積 60 m ² 以下 | |
| 数量 | 2 基以下 | |
| 地上からの高さ | 15m 以下 | |
| その他の表示方法 | 地上からの高さが 5m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止、かつ、光源の点滅が急速なものの禁止 | |



【 自己の敷地外に建植するもの 】 一般的なもの

□許可地域□

| 区分 | | 広告板 | 広告塔 |
|-------------|-----------------------|-------------------------------------|---|
| 表示面積 | 道路、鉄道等の路端からの距離が100m以内 | 1方向の表示面の面積は10㎡以下とし、かつ、表示面積は20㎡以下とする | それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は15㎡以下とし、かつ、表示面積は30㎡以下とする |
| | 道路、鉄道等の路端からの距離が100m以上 | 1方向の表示面の面積は20㎡以下とし、かつ、表示面積は40㎡以下とする | それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30㎡以下とし、かつ、表示面積は60㎡以下とする |
| 地上からの高さ | | 5m以下 | 10m以下 |
| 広告物等の相互間の距離 | 道路、鉄道等の路端からの距離が100m以内 | 5m以上 | |
| | 道路、鉄道等の路端からの距離が100m以上 | 100m以上 | |
| 表示・設置場所 | | 交通信号機又は踏切からの距離は、5m以上とする | |
| 色彩 | | 彩度の高い色の色数は、2色以下とする | |
| その他の表示方法 | | ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする | |



【 自己の敷地外に建植するもの 】 集合化されたもの

□許可地域□

| 区 分 | | 広告板(集合) |
|-----------------------|-----------------------------------|---|
| 表 示 面 積 | 道路、鉄道等の 路端からの距離 が100m以内 | 1方向の表示面積の合計は10㎡以下とし、かつ、1施設誘導案内 の1方向の表示面積は1㎡以下とする |
| | 道路、鉄道等の 路端からの距離 が100m以上 | 1方向の表示面積の合計は20㎡以下とし、かつ、1施設誘導案内 の1方向の表示面積は1㎡以下とする |
| 地上からの高さ | | 5m以下 |
| 広告物等 の相互間 の 距 離 | 道路、鉄道等 の路端からの 距離が100m 以内 | 5m以上 |
| | 道路、鉄道等 の路端からの 距離が100m 以上 | 100m以上 |
| 表 示・設置場所 | | 交通信号機又は踏切からの距離は、5m以上とする |
| 色 彩 | | 彩度の高い色の色数は、2色以下とする |
| その他の表示方法 | | ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする |

集合案内誘導広告物

